令和8年度　農地法許可申請締切日について

申請	用途	締切日	農業委員会総会予定日
第3条許可申請	耕作目的で農地を売買・貸借する場合	下表のとおり	毎月10日 （土日祝日の場合は翌開庁日）
第4・5条許可申請	農地を別の用途に変更（転用）する場合		

総会月	申請締切日	総会月	申請締切日	総会月	申請締切日
4月	令和8年3月23日（月）	8月	令和8年7月22日（水）	12月	令和8年11月19日（木）
5月	令和8年4月16日（木）	9月	令和8年8月24日（月）	1月	令和8年12月16日（水）
6月	令和8年5月21日（木）	10月	令和8年9月17日（木）	2月	令和9年1月21日（木）
7月	令和8年6月23日（火）	11月	令和8年10月21日（水）	3月	令和9年2月18日（木）

※締切日が早くなる月がありますのでご注意ください！（5月、10月、12月、1月、3月総会審議分）
※事前に、申請可能かどうかの相談を締切日の1か月前までにお願いします。
　土地の権利（耕作者の権利設定、換地処分、補助金の有無）、農地区分並びに事業者によっては所有権移転等が出来ない場合があるため、あらかじめ申請可能かどうかの事前相談を農業委員会までお願いします。許可申請書の受付は、現地調査を実施したうえで問題が無い案件のみを上記に記載しています申請締切日迄に受付をしております。なお、申請資料の確認には、時間を要することから申請締切日に間に合わない場合は、翌月以降での受付対応となりますのでご注意ください。
※10,000㎡（1ha）を超える場合の農地の3条申請及び転用面積は、申請前に事前にご相談ください。
※令和7年度から農地の権利取得には、法令遵守の要件の審査が必要になりました。

【事前相談（申請）から許可の流れ】　※上記の申請締切日は、下記の3）の申請・受付日の締切になります。

○農地法第3条
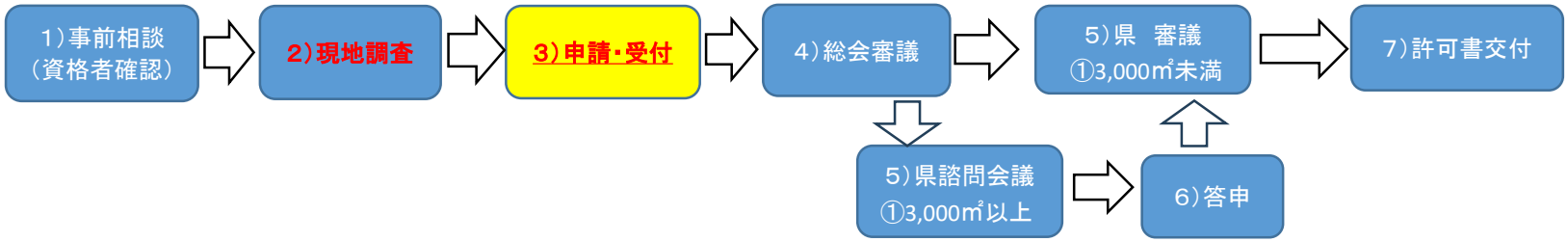
○農地法第4・5条（転用面積の大きさで変わります）